

日時・場所	令和元年10月7日(月) 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、吉川病院事務部長、小山総務部長、三上総務部政策監、田中市民部長、高橋健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、野崎都市建設部長、杉本教育部長、武内環境経済部次長(代)、馬野みず事業所長、吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局(企画調整課)

1. 市長指示事項

- ・仕事を進めていくにあたっては、色んな情報や先進事例を収集し、検討してもらっているが、疑問や仮説を持たないでとりあえず収集しても良い情報は集まらない。問題意識を持たずにやっている事例が見受けられ、情報を集めなければならないというのが先に立ってしまっていて、集まってはいるが筋道が通っていなかったり、必要でないものを集めて資料になっていたりとすることがある。明確な問題意識を持ってやってもらいたい。
- ・知らないところで仕事が滞っているケースがあるので、きちんと進行管理をしてもらいたい。
- ・7月に市立病院となってから3ヶ月が経ち、評価委員会と特別委員会で実績を公表した。施設が古いということもあって、伸びないとは予想していたが、伸びないどころか低迷している。施設の古さは織り込み済みの条件だが、旧病院の風土で、人はいるが機能していない。市民ニーズを満たす受入体制ができておらず、折角来てくれた患者さんへの対応も悪い。立ち上がりの重要な時期に普通の病院と同じように運営していたら上手く立ち上がるはずがないのに、職員に浸透していない。これは病院の問題であるとともに、職場や組織は往々にしてそのようになってしまうので、気をつけてもらいたい。
- ・大手電力会社の件が報道で騒がれており、元自治体幹部が恐れられてあのようなことになったと言われているが、元自治体幹部が恐ろしい訳ではないと思う。何故恐ろしいかと言えば、その背景にいる住民に不都合な情報が伝わることを恐れるからである。このような状況は私たちにも身近なことであり、何が恐ろしいのか改めて考えてもらいたい。要するに、何か問題があったときに、それが公になることが恐ろしいのではないか。まちづくりでも同じで、秘密を抱えると、秘密を知っている人や、明らかにする人が恐ろしくなる。その根底には不適正なことをやっていたり、透明性を保っていないことがある。公平性、公正性、透明性を保つ仕組みの中で恐ろしさを理解する必要がある。

2. 議題

① 令和2年度野洲市予算編成方針について

令和2年度予算については、今後の財政見通しや基本方針に基づき、透明性・公平性・公正性・公益性を確保した全庁的な視点で行うものとし、重点事業への取り組みや国、県等との施策の整合に留意願う。

予算の編成課程については、その概要を公開するほか、部長査定後、予算編成市民懇談会を開催し、市民への情報提供と市民意見の聴取により予算編成への反映を図っていく。

10月16日には予算編成説明会を開催するので、担当者の出席をお願いします。

② 野洲市印鑑条例の一部を改正する条例について

旧氏での印鑑登録を可能とする「印鑑登録証明事務処理要領」の改正に準拠し、野洲市印鑑条例について所要の改正を行い、公布の日から施行する。なお、この条例は11月8日の臨時議会に提案する予定である。

→旧氏とは旧の住民票に記載されている氏ということで、戸籍レベルの話ではないのか。

→過去に称した戸籍上の氏を、住民基本台帳上で旧氏として記載することである。

→氏が変わるのは婚姻と養子縁組の機会しかないと思うが、養子縁組でも旧氏が使えるのか。また、例えば複数回再婚した場合にはどこまでが旧氏が使えるのか。

→厳密にどのようになるのか調べておくこと。

③ 野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

令和元年5月31日に公布された「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号）の誤りの修正に伴い、所要の改正を行う。幼児教育・保育の無償化が10月1日施行であるため、当該条例の施行日はその前日の9月30日として専決処分し、次期の議会で報告を行い、承認を求める予定である。

→官報で正誤表を出すだけで、国は間違っていたことを謝罪しないのか。自治体は大慌てで条例改正の手続きを行い、専決処分せざるを得ない状態なのに、国の間違いで迷惑をかけたという認識が感じられない。本来であれば大臣名でお詫びと依頼の文書があるべきである。

④ 野洲市老人憩の家条例を廃止する条例について

公共施設等総合管理計画に基づき検討した結果、市内11箇所の全ての老人憩の家を地元自治会へ無償譲渡することで合意したことから、野洲市老人憩の家を廃止するため、関係条例を廃止する。なお、当該廃止条例の施行日は令和2年4月1日とする。

⑤ 「西河原字上^{かみ}ダイ地区」地区計画（案）について

当該地区については、平成29年4月に都市計画法第21条2の規定に基づき、地権者代表から都市計画の変更に係る提案があり、今般、地元自治会、関係行政機関との調整を経て、旧あやめ保育園跡の市有地を含めた地区計画（案）が纏まり、都市計画法第17条第1項に基づく都市計画（案）の公告、縦覧を開始した。今後、市都市計画審議会の議、及び県知事との本協議を経て、当該地区計画の都市計画決定について事務を進めることから、その概要について報告する。なお、当該地区計画は、市内5地区目の市街化調整区域の地区計画である。

→スケジュールも資料に記載した方が良いのではないかな。

→今後の資料作成において検討する。

⑥ 「西河原字上ダイ地区」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について

建築基準法の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、良好な住環境を確保するため、当該条例の制定を行う。なお、地区計画の決定は12月末を予定していることから、当該条例案を11月議会に提案する。

また、地区内に最低面積である200㎡を満たしていない区画が存在するが、既存の宅地であってその全部を一つの敷地として使用する場合に限り、面積に係る最低限度の基準を緩和する当該条例第7条第2項の規定を適用する。

→建蔽率50%は隣接の地区も同じか。

→市街化区域隣接型として規定されており、それに基づいた地区計画としている。

→この地区も都市計画税の対象となるのか。

→そうである。

⑦ 野洲市みどりの基本条例について

本市におけるみどりの保全及び緑化の推進について基本理念を定めるとともに、みどりの保全及び緑化の推進に関する事項を定めることにより、みどり豊かな都市の実現とみどりの将来の世代への継承を図り、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし、当該条例を制定する。また、野洲市附

属機関設置条例を改正し、附属機関に「野洲市みどりの基本計画検討委員会」を加える。

⑧ 野洲市ふれあい公園条例の一部を改正する条例について

分譲住宅等の開発行為に伴い帰属を受けた「小篠原上池田公園」（小篠原 1339 番地 7）を地域ふれあい公園として追加するため、所要の改正を行う。

⑨ 野洲市水道事業給水条例について

水道法が改正され、水道法第 25 条の 3 の 2 第 1 項に指定給水装置工事事業者の指定は 5 年毎にその更新を受けなければならないと新たに規定された。今回、その更新手数料を条例で新たに制定すること及び一部水道法施行令の条ずれに対応するため、所要の改正を行うもの。

なお、更新手数料の 8,000 円は県内で統一して設定した価格である。

⑩ 全員協議会への提出事項について

報告事項 8 件、連絡事項 5 件を 10 月度全員協議会へ提出する。なお、未だ庁議に付議されていない案件及び追加で提出される案件については、庁議への付議をお願いする。

3. その他伝達事項

- 田中山低区配水エリアの不明水については、8 月 20 日に栄地先で漏水箇所を発見し、1,300 トン程度の水量が継続して回復していることから、修復されたと断定できたため、今後、庁議に付議した後、10 月の全協で報告する予定である。
- 粉じんの飛散により施工を中断していた水道工事については、周辺住民へ説明を行い、仮設工事等を再度行うことで理解が得られたため、本日から解体工事を再開する。

4. 次回部長会議の予定

10 月 15 日（火） 8 時 45 分～ 庁議室